8 酒 税

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウィスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

3 酒税の税率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率(1 kl当たり従量税率)は次のとおりである。

清 酒アルコ	ール分15度140 500円
合成清酒アルコ	ール分15度79 ,300円
しょうちゅう	
甲類アルコ	ール分25度248 ,100円
乙類アルコ	ール分25度199 400円
	ただし平成12年10月1日以降は、248,100円
みりんアルコ	ール分13 5度21 ,600円
ビール	222 ,000円
果実酒類	
果実酒	56 ,500円
甘味果実酒アルコ	ール分12度98 ,600円
ウイスキー類アルコ	ール分40度 409,000円
スピリッツ類アルコ	ール分37度367 ,188円
リキュール類アルコ	ール分12度119 ,088円
雑 酒	
発泡酒麦芽50	%以上のもの222,000円
#麦芽25	~50%未満のもの 152 ,700円
"その他	のもの 105 ,000円
その他の雑酒(その他)アルコ	ール分12度98 ,600円

(注) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額税率を適用して 税を課するものをいう。

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

X	分	課 税 数 量	税額	製成数量等	販売(消費) 数 量	製造場数	販 売 場 数
		$k\ell$	千円	$k\ell$	$k\ell$	場	場
平 成	8 年 度	41 ,388	5 219 230	36 ,153	314 ,164	164	7 ,648
	9	39 ,061	5 ,028 ,248	33 <i>4</i> 34	309 ,007	170	7 ,884
	10	138 ,727	27 ,405 ,352	103 ,562	310 ,314	167	7 ,029
	11	148 <i>4</i> 84	29 ,499 ,670	126 ,967	307 287	165	7 ,070
	12	141 ,396	28 239 358	121 ,877	900, 908	160	7 ,004
清	酒	25 ,766	3 256 358	20 ,443	36 ,189	132	-
合 成	清 酒	Х	X	Х	1 589	-	-
	甲 類	Х	х	Х	3 ,918	-	-
しょう	乙類	Х	х	Х	12 ,904	6	-
	計	3 ,130	676 ,327	2 ,148	16 &18	6	-
み	υ h	706	15 ,627	382	5 ,322	3	-
ビ	- ル	105 ,753	23 ,477 ,065	95 ,697	180 ,092	10	-
	果実酒	Х	X	X	4 276	3	-
果実酒類	甘味果実酒	Х	X	X	530	-	-
	計	85	2 ,663	78	4 805	3	-
	ウイスキー	Х	X	-	2 ,684	-	-
ウイス キー類	ブランデー	Х	X	-	965	-	-
	計	Х	X	-	3 ,646	-	-
スピ!	ノッツ類	Х	X	-	485	3	-
リ キ <i>=</i>	ュール類	2 ,730	491 ,624	2 ,722	11 ,167	1	-
	発 泡 酒	Х	X	X	48 ,620	1	-
雑 酒	粉末酒	-	-	-	6	-	-
本性 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の雑酒	Х	X	X	268	1	-
	計	Х	X	X	48 ,890	2	-
合	計	141 ,396	28 239 358	121 ,877	900, 906	160	7 ,004

調査期間:課税数量、税額、製成数量等及び販売(消費)数量は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間である。

調査時点:製造場数及び販売場数は平成13年3月31日現在である。

用語の説明: 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 **販売(消費)数量**とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への 直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げてある。

8-2 課 税 状 況

(1) 課税状況

				課	Γ		税	
X	分		一般税	率 適 用	特定税	率 適 用	言	†
			数量	税 額	数量	税 額	数量	税 額
			$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円
清		酒	26 ,683	3 ,379 ,111	-	-	26 ,683	3 ,379 ,111
合 5	戈 清	酒	Х	Х	-	-	X	X
	甲	類	Х	Х	-	-	Х	x
しょう	Z	類	Х	Х	-	-	Х	x
	計		3 ,164	683 ,372	-	-	3 ,164	683 ,372
み	IJ	Ь	706	15 ,644	-	-	706	15 ,644
ビ	_	ル	114 <i>4</i> 35	25 ,404 ,614	-	-	114 <i>4</i> 35	25 ,404 ,614
	果実	酒	Х	Х	-	-	X	X
果実酒類	甘味果実	酒	Х	Х	-	-	Х	x
	計		90	2 ,845	-	-	90	2 845
	ウイスキ	_	Х	Х	-	-	X	x
ウィス	ブランデ	-	Х	Х	-	-	Х	x
	計		х	Х	-	-	x	x
	スピリッ	ツ	Х	Х	-	-	Х	x
スピリッ 類	 原料用アルコー	-ル	-	-	-	-	-	-
	計		х	Х	-	-	x	x
リキ	ュール	類	2 ,779	500 ,551	-	-	2 ,779	550 ,551
	発 泡	酒	Х	Х	-	-	Х	х
t.4 >==	粉末	酒	-	-	-	-	-	-
雑 酒	その他の雑	酒	Х	Х	-	-	X	х
	計		х	х	-	-	х	x
合	計		151 ,084	30 ,306 ,089	_	-	151 ,084	30 ,306 ,089

調査期間等: 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告又は処理による課税事績である。

用語の説明:未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(注) 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に 戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

捏	 È	 除	<u> </u>				 除			
	说 法 第1項 \	災害派	或免法	課税	,実数	未納税	輸出	 		Δ
	第1項、 び第3項)	(第7条	第1項)			移 出	免税	X		分
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数量			
$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	$k\ell$			
916	122 ,751	-	-	25 ,766	3 256 358	15 ,646	35	清		酒
X	X	-	-	Х	x	Х	-	合 成	ž	青 酒
X	X	-	-	Х	X	-	-	甲	類	
X	X	-	_	Х	x	Х	-	Z	類	しょう
34	7 ,044	-	_	3 ,130	676 ,327	Х	_	計		
1	16	-	-	706	15 ,627	92	-	み	IJ	Ь
8 ,681	1 ,927 ,276	1	272	105 ,753	23 ,477 ,065	3 ,923	1	ビ	_	ル
X	X	-	-	Х	x	-	-	果実	酒	
X	X	-	_	Х	X	-	_	 甘 味 果 3	€ 酒	│ ∤果実酒類
5	182	-	_	85	2 ,663	-	_	計		
X	X	-	_	Х	X	-	_	ウイス=	F —)
X	X	-	_	Х	X	-	_	ブランラ	ř –	ウイス キー類
X	x	_	_	Х	x	-	_	計		十 一 類
_	_	_	_	Х	x	_	_	スピリュ	ッ ッ	,]
_	_	_	_	_	_	Х	_	 原料用アルコ		スピリッ
_	_	_	_	Х	x	Х	_	計		ツ類
48	8 ,925	_	_	2 ,730	491 ,624	1	_	 リ ‡ ュ	_	´ ル 類
X	X	_	_	2 ,,30 X	X	· -	_	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	酒)
	^	-	_	-		- -	_	粉末	酒酒	
-		-	_		- V			その他の		│ ├雑 酒
- V		-	-	X	X	-	-		证 沿	
X	X	-	-	X	X	-	-	計		J ••
9 ,691	2 ,066 ,456	1	272	141 ,396	28 239 358	20 202	39	合		計

8 酒 税

(2) 県別課税状況(その1)

	清	酒	△ #	注 流		U	<u>ئ</u>	<u> </u>
県 名	/月	/舀	合 成	清 酒	甲	類	Z	類
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額
	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円
徳島県計	2 ,826	297 ,614	Х	X	X	X	X	x
香川県計	4 ,098	534 ,446	-	-	-	-	47	8 ,134
愛媛県計	6 ,794	816 ,638	-	-	3	716	362	60 ,978
高知県計	12 ,048	1 ,607 ,660	-	-	29	5 ,078	380	60 ,150
全 管 計	25 ,766	3 256 358	Х	Х	Х	Х	X	х

⁽注)この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」欄を県別に示したものである。

(2) 県別課税状況(その2)

	果	:	実	酒		類		ウ	イス	
県 名	果	実 酒 甘味果実酒		果実酒	計		ウイスキー		ブランデー	
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額
	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円
徳島県計	-	-	x	×	Х	x	x	Х	-	-
香川県計	х	×	-	-	Х	x	-	-	-	-
愛媛県計	х	×	-	-	Х	x	-	-	×	x
高知県計	х	×	-	-	Х	×	_	-	_	-
全 管 計	х	×	x	x	85	2 ,663	x	x	×	x

ф	う		み !.) h	Ľ -	- JV	
	言	+	<i>6</i> 5 '.) <i>N</i> J		- <i>JV</i>	県 名
数	量	税 額	数量	税 額	数量	税 額	
	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	
	2 ,309	541 273	696	15 ,383	×	X	徳島県計
	47	8 ,134	Х	Х	X	X	香川県計
	365	61 ,693	Х	Х	105 503	23 ,421 ,663	愛媛県計
	409	65 227	Х	Х	X	X	高知県計
	3 ,130	676 ,327	706	15 <i>6</i> 27	105 ,753	23 <i>A</i> 77 ,065	全 管 計

類		フレロ	ノッツ類	11+.	ュール類	雑		合	計	
	計	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ノック程) 7T-	ユ [—] ル _光 貝	亦比	/日		āl	県 名
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税 額	数量	税 額	
$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	$k\ell$	千円	
Х	Х	Х	X	2 ,649	478 <i>4</i> 04	Х	X	9 ,135	1 ,390 ,815	徳 島 県 計
-	-	-	-	5	616	Х	X	4 ,303	566 ,069	香 川 県 計
Х	Х	-	-	38	6 ,025	2 ,639	277 ,809	115 ,347	24 584 307	愛 媛 県 計
-	-	-	-	38	6 579	-	-	12 ,611	1 ,698 ,167	高 知 県 計
Х	х	Х	Х	2 ,730	491 ,624	Х	x	141 ,396	28 239 358	全 管 計

(3) 酒税額の累年比較

年度	清	酒	しょうち	5ゅう	ビ -	ル	その	他	合	計
4	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	税額	前年比	税額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
平成8年度	4 480 553	96 3	363 ,610	85 .7	55 ,962	551 .7	319 ,105	91 &	5 219 230	96 .1
9	4 ,079 ,258	91 .0	462 516	127 2	69 ,397	124 .0	417 ,077	130 .7	5 ,028 ,248	96 3
10	3 809 713	93 .4	473 ,633	102 4	22 585 ,027	32 544 .7	536 ,979	128 .7	27 ,405 ,352	545 D
11	3 ,646 ,013	95 .7	537 ,888	113 .6	24 ,693 ,260	109 3	622 ,509	115 9	29 ,499 ,670	107 .6
12	3 256 358	89 3	676 ,327	125 .7	23 ,477 ,065	95 .1	829 ,608	133 3	28 ,239 ,358	95 .7

- (注)1 この表は、「(1)課税状況」について、累年比較を示したものである。
 - 2 控除後の税額である。
 - 3 その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8-3 製成数量

(1) 製成数量等及び手持数量

			製の	*************************************	量 等		
X	分	製成数量	アルコール 等 混 和	しょうちゅうの 品目別、アルコ ール分等変更	用途変更等	計	手持数量 (本年度末現在)
		1)	2	3	4	(1+2+3-4)	
		$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$
清	酒	20 ,788 (20 ,900)	-	-	349	20 <i>4</i> 43 (20 <i>5</i> 61)	23 ,803 (23 ,128)
合 成	清 酒	X	-	-	Х	X	X
_	甲類	X	Х	X	X	X	Χ
しょうちゅう	乙類	X	Х	X	X	X	Χ
	計	2 ,077	4	881	816	2 ,148	2 <i>4</i> 36
み	υ h	880	-	-	496	382	201
ビ	- ル	96 ,535	-	-	839	95 ,697	1 <i>4</i> 33
	果実酒	X	Х	-	Х	X	Х
果実酒類	甘味果実酒	X	Х	-	X	X	Х
	計	80	2	-	3	78	53
	ウイスキー	-	-	-	-	-	Х
ウイス キー類	ブランデー	X	-	-	X	-	Χ
	計	x	-	-	х	-	Х
スピリ	ノッツ類	-	-	-	-	-	3
リ キ :	ュ ー ル 類	3 ,529	1	-	809	2 ,722	557
	発 泡 酒	X	-	-	-	X	X
· 注 酒	粉末酒	-	-	-	-	-	-
班 / / / /	その他の雑酒	X	-	-	-	X	X
	計	x	-	-	-	х	X
合	計	124 ,532	7	881	3 ,543	121 ,877	28 ,656

調査期間等: 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の製成数量等及び平成13年3月31日現在の手持数量を示したものである。

(注)1 犯則分を含まない。

2 ()書は、アルコール分20度分に換算したものである。

(2) 製成数量等の累年比較

年 度	清 酒	しょうちゅう	ビール	その他	合 計	前 年 比
	$k\ell$	$k\ell$	kl	$k\ell$	$k\ell$	%
平成8年度	30 ,428	2 <i>4</i> 91	285	2 ,949	36 ,153	98.9
9	26 ,854	2 ,786	325	3 <i>4</i> 69	33 <i>4</i> 34	92 5
10	25 ,112	2 ,396	71 ,918	4 ,136	103 ,562	309 &
11	21 ,911	2 ,279	97 ,385	5 ,392	126 ,967	122 .6
12	20 ,443	2 ,148	95,697	3 ,589	121 ,877	96 .0

⁽注)1 この表は、製成数量等について、累年比較を示したものである。

² その他は、合成清酒、みりん、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

8-4 販売(消費)数量

(1) 酒類の販売(消費)数量

			酒 類 製	造者の移	出 数 量		
X	分	製 造 場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者	計
		$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$
清	酒	1	3 ,100	17 ,273	4 226	1 ,164	25 ,766
合 成	清 酒	-	18	561	-	3	581
	甲類	-	Х	Х	X	X	Х
しょう	乙類	-	Х	Х	X	X	Х
	計	-	1 ,063	1 ,832	187	45	3 ,130
み	IJ h	-	68	604	-	32	706
ビ	- ル	78	105 ,258	63	51	304	105 ,753
	果実酒	-	-	Х	X	X	Х
果実酒類	甘味果実酒	-	-	Х	X	X	Х
	計	-	-	18	20	47	85
1	ウイスキー	-	-	Х	-	-	Х
ウイス	ブランデー	-	-	-	-	-	Х
	計	-	-	Х	-	-	Х
スピリ	ノッツ類	-	-	-	-	-	-
リ キ <i>=</i>	ュール類	-	121	2 <i>4</i> 18	131	59	2 ,730
	発 泡 酒	Х	X	Х	X	X	Х
 雑 酒・	粉末酒	-	-	-	-	-	-
本性 /	その他の雑酒	-	-	-	-	-	-
	計	Х	Х	Х	X	X	Х
合	計	81	112 260	22 ,775	4 617	1 ,663	141 ,396

調査期間等:平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の販売(消費)数量の状況を示したものである。

(2) 酒類販売(消費)数量の累年比較

年 度	清酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類
	kl	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$
平成8年度	46 <i>4</i> 47	1 ,447	14 ,637	3 ,555	224 ,606	2 ,940	4 ,352
9	43 ,155	1 ,440	15 ,365	3 ,840	216 ,548	4 ,172	4 209
10	40 ,309	1 <i>4</i> 05	15 ,347	3 ,722	204 ,111	5 ,404	4 248
11	38 <i>4</i> 25	1 ,509	15 ,849	4 ,773	189 ,845	4 ,905	3 ,780
12	36 ,189	1 589	16 ,818	5 ,322	180 ,092	4 ,805	3 ,646

(注) この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄について累年比較を示したものである。

販売業者の	D販売数量	年度末現在	消費者に対する		
販 売 業 者	消 費者 ②	販売業者の 手持数量	販 売 数 量 計 (①+②)	☒	分
$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$		
45 ,112	35 ,026	4 ,911	36 ,189	清	酒
1 ,900	1 586	221	1 589	合 成	清 酒
5 ,718	3 ,916	988	3 ,918	甲類	_
23 ,467	12 ,856	2 ,152	12 ,904	乙類	しょう
29 ,184	16 <i>,7</i> 71	3 ,139	16 818	計	
5 ,670	5 290	729	5 ,322	みり	Ь
399 281	179 ,787	11 230	180 ,092	ビ -	ル
6 ,599	4 229	1 <i>4</i> 09	4 276	果実酒	
892	530	164	530	甘味果実酒	果実酒類
7 <i>4</i> 90	4 ,758	1 <i>5</i> 75	4 ,805	計	
7 ,349	2 ,684	912	2 ,684	ウイスキー	
2 ,628	965	255	965	ブランデー	ウ イ ス
9 ,974	3 ,646	1 ,170	3 ,646	計	
1 ,374	485	186	485	スピリゞ	ッ ツ 類
20 ,095	11 ,108	1 ,980	11 ,167	リキュー	- ル 類
110 ,731	48 ,615	3 ,696	48 ,620	発 泡 酒	
-	6	-	6	粉末酒	ᄮ
231	268	42	268	その他の雑酒	│ 雑 酒 │
110 ,963	48 ,886	3 ,743	48 ,890	計	
631 ,049	307 ,350	28 ,875	900, 908	合	計

その他	内発泡酒	計
$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$
16 ,180	8 ,985	314 ,164
20 278	12 ,267	309 ,007
35 ,768	27 ,137	310 ,314
48 ,199	38 ,176	307 ,287
60 542	48 ,620	900, 908

(3) 税務署別販売(消費)数量

		—	` ± ` =	合成	L	ょうちゅ	う	7.12 /	1.3 11	果	実酒	類	ウ
署		名	清 酒	清酒	甲類	乙類	計	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	計	ウイスキー
			$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$	$k\ell$
	徳	島	3 <i>4</i> 41	148	292	1 ,078	1 ,370	478	16 ,901	487	44	531	318
	鳴	門	1 ,133	44	98	324	422	141	4 ,749	124	12	136	74
徳	冏	南	912	27	114	228	342	68	3 ,782	43	9	52	39
島	Ш	島	553	21	51	187	238	46	2 ,098	29	36	65	23
県	脇	町	439	13	42	135	177	34	1 ,496	25	4	29	17
	池	田	577	9	50	149	198	69	1 ,694	22	6	29	16
	Ħ	it	7 ,055	262	647	2 ,101	2 ,747	836	30 ,720	730	111	842	487
	高	松	3 ,608	184	291	1 ,375	1 ,666	724	20 ,838	686	68	753	362
	丸	亀	1 ,358	77	101	464	565	177	7 ,013	152	16	168	99
香	坂	出	1 273	42	117	481	598	180	5 ,166	138	17	155	88
ЛΙ	観音	音寺	994	31	59	290	350	144	4 ,376	59	9	68	37
県	長	尾	722	23	57	215	271	90	2 ,957	84	9	93	34
	土	庄	308	32	28	111	139	99	1 ,581	31	5	35	17
	Ħ	it	8 263	389	653	2 ,936	3 589	1 <i>4</i> 14	41 ,931	1 ,150	124	1 ,272	637
	松	山	5 ,063	351	487	2 ,368	2 ,854	840	29 ,444	866	87	953	521
	今	治	1 ,660	90	131	733	864	200	7 ,751	156	20	176	108
	宇禾	自島	1 ,025	48	381	378	759	167	6 ,791	88	28	116	71
愛	八帧	番浜	747	25	114	281	395	80	3 ,796	49	11	60	27
媛。	新月	星 浜	1 ,169	37	91	538	629	137	6 238	125	18	143	83
県	伊予	西条	897	49	84	368	452	120	3 ,676	71	10	81	38
	大	洲	773	28	64	368	431	89	3 530	39	7	46	33
	伊予	三島	1 ,010	25	48	411	459	85	3 ,655	69	12	81	38
	青	it	12 ,344	653	1 400	5 ,445	6 ,843	1 ,718	64 ,881	1 <i>A</i> 63	193	1 ,656	919
	高	知	3 ,365	154	449	1 ,177	1 ,626	1 ,038	19 ,078	574	49	623	413
	安	芸	714	15	58	146	204	46	3 <i>4</i> 54	51	8	59	34
高	南	玉	1 280	29	141	307	448	71	4 ,828	85	11	96	55
知	須	崎	1 <i>4</i> 13	27	218	302	519	92	5 <i>4</i> 16	74	13	87	55
県	中	村	860	40	232	273	505	50	5 ,722	79	13	92	39
	伊	野	895	20	120	217	337	57	4 ,062	70	8	78	45
	ŧ	it	8 527	285	1 218	2 A 22	3 ,639	1 ,354	42 560	933	102	1 ,035	641
全	管	計	36 ,189	1 ,589	3 918	12 ,904	16 &18	5 ,322	180 ,092	4 276	530	4 805	2 ,684

(注)この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

イスキー類	į	→ 1.2.1	11 + 11 *5	雑		酒	^ ±1	人口	1人当た!)		A
ブランデー	計	スピリッツ類	リキュール 類 	発 泡 酒	その他	計	合 計	13 3 31現在	消費数量	署	名
kl	$k\ell$	$k\ell$	kl	kl	$k\ell$	$k\ell$	kl	人	e		
99	417	42	1 ,185	4 421	16	4 <i>4</i> 37	28 ,951	354 276	81 .7	徳 島	
18	93	12	423	1 ,652	4	1 ,656	8 ,809	176 ,823	49 8	鳴門	
8	47	10	200	840	6	846	6 285	121 ,319	51 &	阿 南	徳
7	30	4	144	524	1	525	3 ,724	74 529	50 .0	川島	島
6	23	2	85	350	3	354	2 ,651	50 ,017	53 .0	脇町	県
6	22	3	99	279	1	279	2 ,979	54 277	54.9	池 田	
144	632	73	2 ,136	8 ,066	31	8 ,097	53 ,399	831 241	64 2	計	
104	466	81	1 ,795	5 ,766	129	5 ,895	36 ,010	428 ,032	84 .1	高 松	
44	143	25	607	1 ,946	6	1 ,952	12 ,086	173 <i>4</i> 93	69 .7	丸 亀	,
29	117	18	464	1 ,724	3	1 ,727	9 ,741	156 ,083	62 <i>A</i>	坂 出	香
10	47	9	304	1 ,015	4	1 ,019	7 ,343	142 ,862	51 <i>A</i>	観音寺	} Д
9	43	9	226	767	1	768	5 204	95 ,697	54 <i>A</i>	長 尾	県
13	29	4	110	315	0	316	2 ,654	37 ,081	71.6	土 庄	
209	845	146	3 506	11 ,533	143	11 ,677	73 ,038	1 ,033 ,248	70 .7	計]
185	706	104	1 <i>4</i> 17	8 ,748	62	8 ,810	50 ,543	653 ,041	77 <i>4</i>	松山	
34	142	23	473	2 <i>4</i> 17	2	2 418	13 ,798	190 ,614	72 <i>A</i>	今 治	
45	116	9	246	1 209	2	1 210	10 <i>4</i> 87	145 ,426	72 .1	宇和島	
16	43	4	117	619	1	620	5 ,887	106 ,847	55 .1	八幡浜	愛
34	117	16	422	1 ,870	2	1 ,872	10 ,780	128 ,337	84 .0	新居浜	媛
7	45	7	255	1 ,027	2	1 ,028	6 ,612	117 ,066	56 5	伊予西条	県
14	46	4	124	651	2	653	5 ,723	70 ,822	8 08	大 洲	
12	50	7	228	904	2	906	6 505	96 ,689	67.3	伊予三島	
347	1 265	174	3 282	17 /445	75	17 517	110 ,335	1 508 842	73 .1	計	
196	608	63	1 ,272	6 ,067	15	6 ,082	33 ,909	334 ,877	101 3	高 知	
10	43	4	155	806	1	807	5 502	65 ,043	84 .6	安 芸	
16	71	8	281	1 524	3	1 526	8 ,638	125 <i>4</i> 53	68.9	南国	高
13	68	6	185	1 230	1	1 230	9 ,042	89 ,623	100 .9	須 崎	知
20	59	6	180	1 ,015	3	1 ,018	8 532	114 ,817	74 3	中 村	県
10	55	5	170	934	2	936	6 ,614	88 ,056	75 .1	伊 野	
265	904	92	2 243	11 576	25	11 599	72 237	817 ,869	88 3	計]
965	3 ,646	485	11 ,167	48 ,620	274	48 890	309 ,009	4 ,191 ,200	73 .7	全 管	計

8-5 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒類の種類	平成11年 度 末 免許場数	平成12年 度 末 免許場数	左のうち試 験のための 免 許 場 数	平成12年 度 末 製造場数	平成12年 度 末 製造者数	平成12年 度 末 蔵置場数
	場	場	場	場	者	場
清酒	139	136	3	132	132	24
合 成 清 酒	1	1	-	-	1	7
 	1	1	-	-	1	8
しょう ちゅう 	32	32	-	6	32	13
計	33	33	-	6	33	21
み り ん	9	9	-	3	9	9
ビール	12	11	2	10	8	7
果 実 酒	5	5	2	3	4	-
果実酒類 甘味果実酒	1	1	-	-	1	-
計	6	6	2	3	5	7
ウイスキー	1	1	-	-	1	-
ウ イ ス キ - 類 ブ ラ ン デ -	2	1	-	-	1	-
計	3	2	-	-	2	8
[スピリッツ]	3	3	1	2	2	-
スピリー原 料 用	2	2	1	1	2	-
計	5	5	2	3	4	7
リ キ ュ ー ル 類	20	25	-	1	23	11
発 泡 酒	4	4	1	1	3	-
	-	-	-	-	-	-
その他の雑酒	1	3	1	1	2	-
計	5	7	2	2	5	7
合 計	233	235	11	160	222	108
各酒類を通じたもの	-	160	7	-	147	25

調査対象:酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた場数である。

調査時点:平成13年3月31日

用語の説明: 1 「**免許場数**」欄は、製造免許を付与している酒類の種類(品目を含む。以下同じ)の異なるごとに掲

- 2 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げてい る。
- 3 「製造者数」欄は、製造者が免許を受けている酒類の種類の異なるごとに掲げている。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

X		分	製 造 場 数
酒		母	7 場
ŧ	3	み	47 場

調査時点:平成13年3月31日

用語の説明:1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、

- ②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるも
- の、③これらにこうじを混和したものをいう。
- 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じた もので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

							平成11年度	===	平月	成12年度末販売場	费数	平成12年度末
9	i 5	許	X	分	•		販売場	数	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に条件 が付されていな いもの	計	販売業者数
								場	場	場	場	者
販な条 売い件		全		酒		類	245		34	206	240	118
方もが法の付		ビ		-		ル	18		4	14	18	11
に及さ		洋				酒	550		3	537	540	4
#卸て が売い		輸	出	λ	酒	類	16		6	8	14	1
付にる		自	製	<u> </u>	酒	類	42		15	25	40	5
れるの		そ	の f	也 0.) 酒	類	7		3	4	7	6
いの		É	Ì		ŧ	t	878		65	794	859	145
		(–	般	の	ŧ	の	5 ,941		-	-	5 ,842	5 ,911
	全酒類	特	殊	の	ŧ	Ø	155		-	-	146	54
販旨る	類	期		限		付	-		-	-	-	-
売の 売条の 法件				計			6 ,096		-	-	5 ,988	5 ,965
1.5 1.5		(-	般	の	ŧ	の	49		-	-	47	30
小付 売さ にれ	そ	特	殊	の	ŧ	の	194		-	-	219	149
にれ 限て	の他	期		限		付	35		-	-	24	9
311	の酒	みり) h	だけ	·のŧ	50	377		-	-	407	101
	類	薬月	月酒:	だけ	·のŧ	50	319		-	-	319	319
				計			974		-	-	1 ,016	608
		É	Ì		ŧ	t	7 ,070		-	-	7 ,004	6 ,573
媒		介				業	10		-	-	10	6
代		理				業	-		-	-	-	-

調査時点:平成13年3月31日

用語の説明: 1 **媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 **代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 免許場数等の累年比較

		酒	類製	造 免	許場	数		酒 類	酒 類
年 度	清 酒	合成清酒	しょうち ゅう甲類	しょうち ゅう乙類	みりん	その他	計	製造場数	販売場数
	場	場	場	場	場	場	場	場	場
平成 8	144	1	1	36	10	40	232	164	7 ,648
9	143	1	1	35	10	48	238	170	7 ,884
10	142	1	1	34	9	52	239	167	7 ,029
11	139	1	1	32	9	51	233	165	7 ,070
12	136	1	1	32	9	56	235	160	7 ,004

調査時点:翌年3月31日

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」について累年比較したものである。

(5) 税務署別製造免許場数

)±)=	人士法法	しょう	ちゅう	7. 12 /	1.5 11	果実	酒 類
署		名	清酒	合成清酒	甲 類	乙 類	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒
			場	場	場	場	場	場	場	場
	徳	島	7	1	1	4	3	1	1	1
	鳴	門	8	-	-	1	2	-	-	-
徳	冏	南	4	-	-	-	-	-	-	-
島	Ш	島	1	-	-	-	-	-	-	-
県	脇	囲丁	5	-	-	1	-	-	-	-
	池	田	6	-	-	3	1	-	-	-
	[]	計	31	1	1	9	6	1	1	1
	高	松	5	-	-	-	-	2	-	-
	丸	亀	4	-	-	1	1	-	-	-
香	坂	出	4	-	-	2	-	-	-	-
Д .	観	音 寺	3	-	-	-	-	-	1	-
県	長	尾	2	-	-	1	-	-	1	-
	土	庄	-	-	-	-	-	-	-	-
	[]	計	18	-	-	4	1	2	2	-
	松	山	18	-	-	2	-	1	-	-
	今	治	5	-	-	-	-	-	-	-
	宇:	和島	8	-	-	1	-	-	-	-
愛	八口	幡 浜	13	-	-	4	-	-	-	-
媛	新力	居 浜	4	-	-	-	-	-	-	-
県	伊子	5西条	7	-	-	3	-	3	-	-
	大	洲	5	-	-	1	-	1	-	-
		马島	5	-	-	2	1	-	-	-
		計	65	-	-	13	1	5	-	-
	高	知	3	-	-	1	-	2	-	-
	安	芸	7	-	-	3	1	-	1	-
高	南	玉	4	-	-	-	-	1	1	-
知	須	崎	3	-	-	1	-	-	-	-
県	中	村	3	-	-	1	-	-	-	-
	伊	野	2	-	-	-	-	-	-	-
		計	22	-	-	6	1	3	2	-
全	管	計	136	1	1	32	9	11	5	1

(注)この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成12年度末免許場数」欄を税務署別に示したものである。

ウイス	キー類	スピリ	ッツ類	11 **	杂隹	酒	^ ±1		——————————————————————————————————————
ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原料用アルコール	リキュール類	発 泡 酒	その他の雑酒	合 計	署	名
場	場	場	場	場	場	場	場		
1	1	2	1	1	1	-	26	徳!	島)
-	-	-	-	3	-	-	14	鳴	門
-	-	-	-	2	-	-	6	阿萨	南 徳
-	-	-	-	-	-	-	1	JI !	島島
-	-	-	-	-	-	-	6	脇	打 県
-	-	-	-	1	-	-	11	池	∄│
1	1	2	1	7	1	-	64	計	J
-	-	-	-	-	1	-	8	高	公
-	-	-	-	1	-	-	7	丸 1	a
-	-	-	-	1	-	-	7	坂 は	出 香
-	-	-	-	1	-	2	7	観音	∌ ∤川
-	-	-	-	1	-	-	5	長り	€ 県
-	-	-	-	-	-	-	-	± 1	È
-	-	-	-	4	1	2	34	計	J
-	-	-	-	4	1	-	26	松ι	Ц)
-	-	-	-	-	-	-	5	今;	台
-	-	-	-	-	-	-	9	宇和!	島
-	-	-	-	-	-	-	17	八幡	兵 愛
-	-	1	-	-	-	-	5	新居	兵 媛
-	-	-	1	1	1	-	16	伊予西	条
-	-	-	-	1	-	-	8	大 ;	州
-	-	-	-	1	-	1	10	伊予三!	島
-	-	1	1	7	2	1	96	計	J
-	-	-	-	1	-	-	7	高	(D
-	-	-	-	2	-	-	14	安	芸
-	-	-	-	1	-	-	7	南	国高
-	-	-	-	1	-	-	5	須	倚 知
-	-	-	-	1	-	-	5	中 ‡	寸 県
-	-	-	-	1	-	-	3	伊	野
-	-	-	-	7	-	-	41	計	J
1	1	3	2	25	4	3	235	全 管	計

(6) 税務署別酒類製造卸売小売場数

						製					
署		名			しょう	ちゅう				ウイス	キー類
			清 酒	合成清酒	甲類	乙類	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー	ブランデー
			場	場	場	場	場	場	場	場	場
	徳	島	7	-	-	1	1	1	-	-	-
	鳴	門	8	-	-	-	1	-	-	-	-
徳	冏	南	4	-	-	-	-	-	-	-	-
島	Ш	島	1	-	-	-	-	-	-	-	-
県	脇	町	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	池	田	6	-	-	-	1	-	-	-	-
		計	31	-	-	1	3	1	-	-	-
	高	松	5	-	-	-	-	1	-	-	-
	丸	亀	4	-	-	-	-	-	-	-	-
香	坂	出	4	-	-	-	-	-	-	-	-
Л {	観	音 寺	3	-	-	-	-	-	-	-	-
県	長	尾	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	\pm	庄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	18	-	-	-	-	1	1	-	-
	松	Щ	17	-	-	-	-	1	-	-	-
	今	治	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇	和 島	7	-	-	1	-	-	-	-	-
愛	八	幡 浜	13	-	-	1	-	-	-	-	-
媛	新	居浜	4	-	-	-	-	-	-	-	-
県	伊-	予西条	7	-	-	2	-	3	-	-	-
	大	洲	5	-	-	-	-	1	-	-	-
	伊	予三島	5	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	63	-	-	4	-	5	-	-	-
	高	知	2	-	-	-	-	2	-	-	-
	安	芸	7	-	-	-	-	-	1	-	-
高	南	国	4	-	-	-	-	1	1	-	-
知	須	崎	3	-	-	-	-	-	-	-	-
県	中	村	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	伊	野	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	20	-	-	1	-	3	2	-	-
全	雀	計	132	-	-	6	3	10	3	-	-

⁽注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」の「平成12年度末製造場数」及び「(3)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

					販売業者数		販売場数			
スピリッツ類			1.0				NI	1 	署	名
スピリッツ	原料用アルコール	リキュール類	雑 酒	合 計	卸売業	小 売 業	卸売業	小 売 業		
場	場	場	場	場	者	者	場	場		
1	-	1	-	12	7	468	72	488	徳 島	
-	-	-	-	9	2	245	28	274	鳴門	
-	-	-	-	4	2	262	19	278	阿 南	徳
-	-	-	-	1	-	122	4	143	川島	島
-	-	-	-	5	3	142	79	67	脇 町	県
-	-	-	-	7	6	171	47	135	池 田	
1	-	1	-	38	20	1 <i>4</i> 10	249	1 ,385	計	J
-	-	-	1	7	6	448	81	531	高 松	
-	-	-	-	4	7	260	51	252	丸 亀	
-	-	-	-	4	5	201	17	231	坂 出	香
-	-	-	1	4	4	246	4	258	観音寺) JI
-	-	-	-	3	3	145	6	174	長 尾	県
-	-	-	-	-	3	105	5	121	土 庄	
-	-	-	2	22	28	1 #05	164	1 ,567	計	J
-	-	-	-	18	17	663	111	719	松山	
-	-	-	-	5	3	327	32	364	今 治	
-	-	-	-	8	6	262	8	346	宇和島	
-	-	-	-	14	8	263	10	304	八幡浜	愛
1	-	-	-	5	4	163	39	156	新居浜	媛
-	1	-	-	13	3	202	37	210	伊予西条	県
-	-	-	-	6	7	137	27	142	大 洲	
-	-	-	-	5	3	173	37	159	伊予三島	
1	1	-	-	74	51	2 ,190	301	2 400	計	J
-	-	-	-	4	26	482	61	537	高 知	ŀ
-	-	-	-	8	5	137	13	147	安 芸	
-	-	-	-	6	4	218	20	230	南国	高
-	-	-	-	3	5	227	6	240	須 崎	知
-	-	-	-	3	3	322	42	303	中 村	県
-	-	-	-	2	3	182	3	195	伊 野	
-	-	-	-	26	46	1 ,568	145	1 ,652	計	J
2	1	1	2	160	145	6 573	859	7 ,004	全 管	計